

平成23年7月19日
社会・援護局保護課
(担当・内線)
課長補佐 川久保(2823)
保護係長 本 間(2826)
(電話代表) 03(5253)1111
(F A X) 03(3592)5934

生活保護受給者が冷房設備を購入するために貸付金を利用した場合の収入認定等の改善について

近年、夏季における熱中症等の健康被害が多発していることから、今般、生活保護受給者の方が冷房設備を購入するため、社会福祉協議会の生活福祉資金等からの貸付金(以下「貸付金」という。)を利用した場合に、当該貸付金を収入として認定しないこととする一方で、収入がある方についてはその返還金分を収入から控除することとしました。これにより、生活保護受給者が生活保護費からやり繰りしなくても、これまでの暖房設備と同様に、貸付金の返済ができるようになりますので、冷房設備も購入しやすいようになります。

改正の概要は以下のとおりであり、改正した取扱いについては、「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について(通知)」により、平成23年7月19日付で各都道府県知事、指定都市長及び中核市長に対して通知しました。

【改正概要】

	貸付金 (生活福祉資金等)	返還金の取扱い
従来の取扱い	収入として認定	収入から返還する
改正後の取扱い	<u>収入として認定しない</u>	<u>収入から返還金分を控除する</u>

※ 貸付金は、就労収入や年金収入等何らかの収入を得ている場合のみ、利用可能

○ 特記事項

暖房設備の購入のための貸付金については、従前より、収入認定除外とし、返還金についても収入から控除する取扱いとしている。

冷房設備に係る貸付金の生活保護制度上の取扱い

貸付金を利用した場合の取扱い

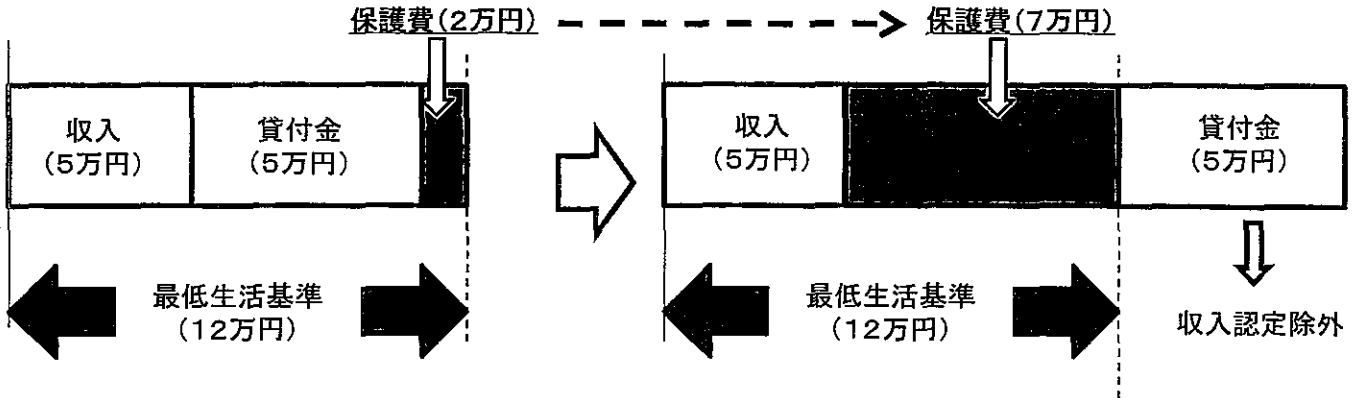
【改正前】 → 貸付金は収入認定

(収入認定された分だけ保護費は減額)

【改正後】 → 貸付金は収入認定除外

(保護費は減額されない)

(例) 最低生活基準の月額が12万円、収入が5万円の世帯が5万円の貸付を受けた場合



貸付金を返還する場合の取扱い

【改正前】 → 返済した分だけ手元に残る金額が減少

【改正後】 → 返済しても手元に残る金額には影響がない

(例) 最低生活基準の月額が12万円、収入が5万円の世帯が、月額1万円を返済する場合

